

街路美化運動の成績に鑑みて

交通安全の要諦は道路公德の啓發と街路の整理にあり

福島縣警視 松崎謙 二一 郎

由來我國人は公德に缺けて居る故か公德心の缺乏より醸生するお互の迷惑不安は並大抵ではない、一寸外出するにも自動車自轉車の直接脅威を受け、錢湯に入浴するにも芝居を見るにつけても又汽車や電車の乗降に際しても、其の混雜迷惑は實に言語の外である、此等は如何に公德心の缺乏から來る歸趨とは謂へ、外國人から見たら呵々大笑することであらう、この厄介な國民性を矯正し取締るべく大骨折つて出來て居るのが警察規則であるが、國民共通的に缺如して居るこの公德心は率直に云へば國民の持つて生れた性根は、一片の規則や罰則で規定の要求する様な目的が達せらるゝかを疑はるゝ、何となればこの公德心の缺乏は歴史的に繰返されて醸成した我

國民の特産物であり、永き過去の訓練であるからである、然りとせばこれが矯正は矢張歴史的に訓練し矯正して國民固有の特性とし進んでは永久動かざる國民性として、規則を以て臨まないでも自然に共存共榮の實を擧げ得るまでに努力すべきであらうと思ふ、然るに茲に一つ困つたことには、人と云ふものは各其の在所風習に馴れて仕舞ひ、初めは不快不自由を感じても遂には何等の感覺もなくなり、揚句の果ては他人の迷惑も公衆の不快も一向に介意せぬ様になるものである、この麻痺した無感覺的慣習は何等かの特段な方法で刺激し覺醒しなければ感應しないのは屢々經驗する所であつて事新しく述べる必要もない、本縣に於ては此の見地からいらくと考

慮して見たが中々明案がない、又明案だと思つて實施して見ると案外効果が少ないのが通例である、と云ふて持前の一々規則を以て、臨んだんでは新時代に順應する所以でないやうに思ふ、そこで縣民の自覺を促すべく曩には毎月五日を以て交通安全日と定め、當日は交通上より生ずる事故を絶対皆無ならしむべく計畫實施し、更に今回は最も新しい所の市街地美化運動を試みた次第である。

交通安全デーは今日でも繼續實行して居る、其の目的とする所は主として縣民が眞に社會共同生存の要件たる公共心の發露に基き自覺自制し其の行爲より生ずる動態的方面を整理訓練せむとの趣意から出たのであるが、茲に一つ困難な問題は交通上の整理を爲さうとしても道路が不完全な爲め、規定の要求する様な實行が出来ない状態になつて居るし、又其の場合がある、即ち假りに自動車は泥除を付すべしと命じても起伏參差たる街路や泥濘脛を没する様な街路では無理な命令であり、又左側を通行せよと一般人に指導しても、道路が狹隘で其の上に電柱が道路の約半分も占領し、木石が道路に横はり、其他交

通上の妨げを爲す障害物があつたりすればこれも無理注文と謂はざるを得ない、斯く觀し來つて見ると、現今の多くの道路は規則の要求するが如く整理實行が出来ない状態にある、此の如く文明の利器と道路、交通の頻繁に伴ふ道路の状態が調和して居ない様では規則に依つて取締ることが、無理となり實際と一致しない結果になるわけである、殊に本縣の道路に於て其の甚しいのは反省の要があると思ふ。今日何と云ふても我々國民が一番多く日常利用して居るのは道路である、其の道路が世の進運に伴はず文明の利器と調和せず何時も脅威され不安を感じて居る様では一の大なる時代錯誤ではないか、そこで何うしても道路を安全に通行し且つ社會各人が愉快に氣持よく又何等の故障ならしむべく計畫したのが所謂美化運動である、美化運動の目的とする所は獨り交通整理のみに止まらず、主として市街地に對し保安衛生上の見地から交通に依つて目に見える全部の事物に對し美化せむとするのが其の主意で、他人の邸宅の内部に立入つてまでも警察的に制限し干渉し整理せむとするものではない、又其の方

法は民衆と警察との協力に依り可成強制力を行使しないで民衆各自が衷心からの自覺に依つて目的を達し様と計畫したのである、であるから決して罰を加へるとか強制力を加へるとかは全然眼中に置かないのである、此の計畫を樹てたのは前に述べた一般民の自覺と訓練を促して公德心を喚起する爲めと、一は市街地として居心地よく外來人も自然と好感を以て迎へて呉れ、眞に文化的生活を營まむとの趣意からである、然るに本縣の市街地の状態たるや一寸見た丈でも難然混然たるものがある、更に奥深く踏み入つた日には嘔吐を催はすかの感がある、先づ一寸歩いて見ても電柱は道路の中央に屹立し、覆蓋なしの破れた塵芥箱は道路の半ばを占領し剩さへ塵芥は其の周圍に投棄し、木石材は半ば永久的に道路に放置し、其の他商品の道路上の陳列、店前の破損せる橋梁や又道路より見透し得べき邸宅の不潔不體裁危険なる状態は殆んど枚擧げに遑なき状態である、又道路それ自體でも、その構造設備が一寸整理補修されることでも其の儘に放任し置くなど、其の不秩序は如何に傳統的慣習とは云へ、又如何に我慢強いとは云

ふもの、一般民が如何に公德心が缺乏し麻痺し無秩序であるかに一驚を喫せざるを得ない然るに不思議なことには曩に交通安全デーを計畫實施したとき、心ある青年や小學兒童が當局の計畫に共鳴し、期せずして應援して呉れたのは公德心の存在を疑つた當局としては些か面喰つたのである、然し國民公德心の喚起に將又社會奉仕と謂ふ様に、實物教育を奨励する様になつた學校としては適當な機會であつたかも知れない、その爲めか今日では餘程訓練が積んで來た様であるがそれでも不心得な者は無數に濶歩し折角秩序立つた状態を破壊しつゝあるものもある、若し少し手を緩めた日には或は直ちに逆行し是迄の骨折も畫餅に歸せずとも限らない、然るに今回の美化運動を計畫するや市街地の青年團、消防組、在郷軍人分會、衛生組合、其の他の有志は此の快舉に多大の共鳴を爲し至誠を捧げて應援して呉れたのは一般人が社會奉仕といふ觀念に自覺めて來たこと及び公德といふ心が或は人々の心の奥底に潛んで居るのではなからうかと心強く感じた次第である、時は五月二十日である、縣下各警察官署に於ては最善の馬

力を懸けて畫策し、團體員有志が總出でも美化運動に應援して呉れた爲めか、市街の體裁街衢の状態は丸で一變したかの如く從來見ない所の良成績を收めたのには衷心喜びに堪えなかつた、この調子で將來繼續實行して行つたならば近き將來には理想の市街が建設せられ、其の街衢の如き期せずして整然となり、我が國民が歴史的に缺陷を暴露した公德心の缺乏も最も優美なる國民性として謳歌せられ國家の向上發展に大なる基礎を築き上げることが出来るであらうと思ふ。

美化運動實施計畫記要

- 一 美化運動は主として市街地に對し民衆と警察との協力に依り可成強制力を行使せずして保安衛生上の見地より外觀的美化を實現するを以て目的とす
 - 二 美化運動の目的を達する爲め若干の美化運動委員を設置し其の衝に當らしむるものとす
 - 三 委員は實施地(市町村長、郡長、其他の官署長官吏)消防組青年團在郷軍人分會員中より所轄警察署長に於て適任者を選定囑託するものとす
- 所轄警察署長は其の他各種學校に交渉し職員學生兒童をして美化運動に應援方を依頼するものとす

- 四 建物の構造にして危険の虞あり又は一見見苦しきもの
- 五 其他保安衛生上必要と認めたる事項
- 六 所轄警察署長は實施地住民に對し本計畫の要旨を樞要の地點に可成多く揭示して冷れく徹底せしむるの外市町村長郡長土木監督所等に便宜掲出方依頼する等實施上些の遺憾なきを期すべし
- 七 美化運動は勉めて町囀親切を旨とし注意實行せしむべき點あるときは一應義務者の辯明を聴取たる上適當の措置を爲すべし若し疑はしきものは委員合議の上又は所轄署長の指揮を受け之を爲す

四 美化運動は前二項の外實施地第一流の名望家慈善家をして特に之に参加すべく勸誘又は懇請すべし

- 五 美化運動は大凡左の範圍に於て行ふ
 - イ、邸宅建造物及土地の占有又は管理者にして其の地先の街路下水溝渠等の掃除を怠り不潔なるもの
 - ロ、邸宅建造物の周圍の清潔保持
 - ハ、塵芥箱は適當の個所に設けしめ破損又は容器外に散亂しあるもの
 - ニ、公益上施設したるものと雖街路上に突出し又は交通に妨げとなるものは之を撤去又は移轉すること
 - ホ、腐朽せる溝板又は薄板にして危険なるもの
 - ヘ、共同便所の清潔保持
 - ト、各種廣告物にして電柱壁等に貼付しあるものにして效を失したるもの若は美觀を損じ又は危険の虞あるもの
 - チ、街路に沿ひたる軒檐に軒樋を設けしむること
 - リ、街路に標旗標燈看板日除又は商品陳列棚の類を制限外に出すもの
 - ヌ、街路に物件を堆積又は放置するもの
 - ル、公衆の目に觸るべき場所に樂書しあるもの
 - ヲ、塵芥箱以外に自己の所有地なりとして濫りに塵芥を投棄するもの
 - ヾ、店頭前街路に商品を陳列するもの
- カ、無許可にて道路を使用し又は許可の效力を失し尙使用し居るもの

九 實施に當り直に實行せしめ難きものに對しては適當期間を指定して必ず實行せしむること

- 十 本計畫實施當日樞要地には特に部員を派遣し應援を兼ね監督視察せしむることあるべし
- 十一 所轄警察署長は本計畫實施上必要なる細目を定め且つ本計畫に基きて實施すべき具體的事項は實施五日前に之を報告すべし
- 十二 本計畫實施の成績は追て報告すべし